

交第3号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「回数乗車券、」を削り、同条第2項中「回数乗車券、」を削り、「又は定期乗車券」を「若しくは定期乗車券」に改める。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 削除

第4条の4を次のように改める。

第4条の4 削除

別表回数乗車券の項を削り、同表通勤定期乗車券の項、通学定期乗車券（甲種）の項及び通学定期乗車券（乙種）の項を次のように改める。

通勤定期乗車券	1箇月	9,000円に1.08を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）
		1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍

交第3号

	6箇月	した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券（甲種）	1箇月	7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	3箇月	1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券（乙種）	1箇月	2,486円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	3箇月	1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額

別表高齢者割引全線定期乗車券の項中

「

9,524円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
3箇月高齢者割引全線定期乗車券の料金の額を2倍した額からその1割の額を割引きして得た額

」

を

「

7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を6倍した

額からその1割の額を割引きして得た額

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例（以下「旧条例」という。）の規定により発売した回数乗車券及び団体1日乗車券（旧条例第4条の4第1項に規定する団体1日乗車券をいう。）は、なお当分の間、使用することができる。
- 3 旧条例の規定による料金で発売した定期乗車券は、横浜市乗合自動車乗車料条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

#### 提 案 理 由

回数乗車券を廃止する等のため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（共通乗車券）

第4条 管理者は、他の運輸機関と協定により相互に乗車できる第2条の2第1項に規定する種類の回数乗車券、カード回数乗車券及び定期乗車券（以下「共通乗車券」という。）を発行することができる。

2 前項の共通乗車券の料金は、第2条の2第1項に規定する回数乗車券、カード回数乗車券若しくは定期乗車券又は定期乗車券の料金又は第5条に規定する特殊料金の額の算定方法を適用する。

（第3項省略）

（通学割引回数乗車券）

第4条の2 削除  
管理者は、次に定める者に対して、通学割引回数乗車券を発行することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第1項又は第2項の規定により設置された高等学校の通信制の課程及び同法第70条第1項において準用する同法第54条第1項又は第2項の規定により設置された中等教育学校の後期課程の通信制の課程の生徒
- (2) 学校教育法第84条の規定により通信による教育を行う大学において通信による教育を受ける学生及び同法第86条の規定により設置された通信による教育を行う学部の学生
- (3) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学の学生

2 管理者は、前項に規定する通学割引回数乗車券の料金について、1乗車につき第2条の2第1項に規定する大人普通乗車券の料金の2割以内の割引をすることができる。

(団体1日乗車券等)

第4条の4 削除  
 管理者は、1枚で複数の者が乗車できる1日乗車券(以下「団体1日乗車券」という。)を発行することができる。この場合において、団体1日乗車券の発行について必要な事項は、管理者が定める。

2 前項の団体1日乗車券の料金は、第2条の2第1項に規定する1日乗車券の料金を基礎として、管理者が定める額とする。

3 管理者は、特に必要と認めるときは、前項に規定する料金の範囲内において第1項以外の乗車券を発行することができる。

別表(第2条の2)

乗車券の種類	乗 車 券 の 料 金	
(省 略)		
回数乗車券	1乗車につき	大人普通乗車券の料金の額からその9分1厘の額を割引きして得た額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を1円に切り上げる。)
(省 略)		
通勤定期乗車券	1箇月	9,000円に1.08を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額(その額に10円未満の端数がある場合は

			、その端数を四捨五入する。以下同じ。)
		6箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券(甲種)		1箇月	7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	1箇月通学定期乗車券(甲種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
通学定期乗車券(乙種)		1箇月	2,486円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	1箇月通学定期乗車券(乙種)の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	乗客が指定する乗降停留場	1箇月	8,572円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
			2キロメートル以下の場合の1箇月通勤

	間の距離 が2キロ メートル 以下の場 合（以下 「2キロ メートル 以下の場 合」とい う。）	3箇月	定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）
		6箇月	2キロメートル以下の場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額
	通勤定期乗車券	1箇月	9,000円に1.08を乗じて得た額
	乗客が指 定する乗 降停留場 間の距離 が2キロ メートル を超える 場合（以 下「2キ ロメート ルを超え る場合」 という。 ）	3箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
		6箇月	2キロメートルを超える場合の1箇月通勤定期乗車券の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額

通学定期乗車券（甲種）	2キロメートル以下の場合	1箇月	$\frac{6,858 \text{円} \times 1.08}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	$\frac{2 \text{キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額} \times 3}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
		6箇月	$\frac{2 \text{キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額} \times 6}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
	2キロメートルを超える場合	1箇月	$\frac{7,200 \text{円} \times 1.08}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
		3箇月	$\frac{2 \text{キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額} \times 3}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
		6箇月	$\frac{2 \text{キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（甲種）の料金の額} \times 6}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額
2キロメートル以下の場合	1箇月	$\frac{2,258 \text{円} \times 1.08}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額	
	3箇月	$\frac{2 \text{キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額} \times 3}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額	
	6箇月	$\frac{2 \text{キロメートル以下の場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額} \times 6}{10}$ 円未満の端数を四捨五入して得た額	

通学定期乗車券（乙種）		<u>額からその1割の額を割引きして得た額</u>
	1箇月	<u>2,486円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額</u>
	2キロメートルを超える場合	<u>2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額</u>
	3箇月	<u>2キロメートルを超える場合の1箇月通学定期乗車券（乙種）の料金の額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額</u>
高齢者割引全線定期乗車券	3箇月	<u>7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を3倍した額の端数を四捨五入して得た額からその5分の額を割引きして得た額</u>
	6箇月	<u>7,200円に1.08を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を6倍した額の端数を四捨五入して得た額を2倍した額からその1割の額を割引きして得た額からその1割の額を割引きして得た額</u>